

＊ほけんだより「すこやか」では、毎月、保健行事や健康についてお知らせしていきますので、おうちの方といっしょに読んでください。



すこやか

とよまちょうりつ し みずしょうがっこう
豊山町立志水小学校
令和7年度 4月号

新年度がスタートしました。新しい生活に胸をワクワクさせていると思います。これからの一年間、心も体も健康に過ごしましょう。

健康診断がはじまります

4月の保健目標
自分の体を知ろう



日にち・曜日	検査項目	対象	準備
4/11 金	身体測定	6の1、4の1	持ち物：体そう服 上下 かみの毛を頭の上や後ろで結ばない
14 月		2の1	
15 火		2の2	
16 水		4の2、3年	
17 木		5年	
18 金		4・5組、6の2	
21 月	視力検査	5・6年	持ち物：ハンカチ、持っている人はメガネ
22 火	内科検診	2・6年	持ち物：体そう服 上下
	尿検査	全学年	配られた容器に、早朝尿の中間尿を採取する
23 水	身体測定	1年生	持ち物：体そう服 上下 かみの毛を頭の上や後ろで結ばない
	視力検査	4年	持ち物：ハンカチ、持っている人はメガネ
	心電図検査	1・4年	持ち物：体そう服 上下
25 金	心電図検査	1・4年	持ち物：体そう服 上下
30 水	視力検査	2・3年	持ち物：ハンカチ、持っている人はメガネ



健康診断は、からだの勉強です。どれだけ大きくなったか、からだの働きはどうか、普段の生活で不自由なことはないかなど知るために、さまざまな検査や測定をします。健康で安全な毎日を過ごすための手がかかりにしましょう。

保健室は心と体の教室です

保健室では、みなさんがいつも元気で学校生活を送れるように、心と体の健康を保健の先生がお手伝いします。「特別な場所」ではなく、誰でも利用できる「みんなの場所」です。どんなに小さなことでも、気軽に来てくださいね。みなさんと会えることを楽しみにしています。

保健室の河瀬 優沙です。
よろしくお願いします。



① けがや病気のとき



② 体のことを知りたいとき



③ 心配なことがあるとき



保健室を利用するときの約束

保健室に来る前に…

- ☆ 保健室に行くことを担任の先生に言う。
- ★ 調子が悪いときは、保健係といっしょに来る（つきそいは一人だけ）。
- ☆ 運動場で転んだときは、水で洗ってから保健室へ来る。切り傷や鼻血などでたくさん血が出ているときは、ティッシュなどで押さえて保健室へ来る。



保健室に来たら…

- ☆ 保健室の物を勝手に使わない（自分たちだけで手当てをしない）。
- ★ 自分の症状をきちんと伝える（いつ・どこで・どうしたなど）。
- ☆ 保健室では、静かにする。
- ★ 保健室を利用したら、おうちの人に伝える。
- ☆ あいさつをする。「失礼します」「ありがとうございました」



裏面へ続く

保護者の方へ

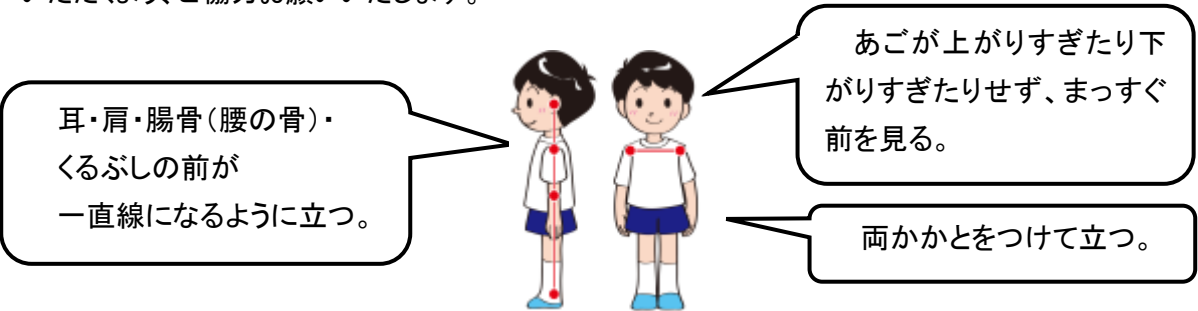
●保健関係の配付物について

お子様の健康上の問題を正確に把握するためのものです。それぞれについて漏れがないように記入していただき、ピンク色の「連絡袋」封筒に入れて学級担任に提出してください。

配付物	配付日	提出日
保健調査票 運動器検診保健調査票(2・6年) 結核健診問診票(2・6年) 学校心臓検診調査票(4年)	4月9日(水)	4月11日(金)までに

●運動器検診について

運動器検診は、保護者の方にご記入いただいた「運動器検診保健調査票」を参考にして、内科検診の際に学校医による検診を行います。ご家庭で保健調査を行うにあたって、立ち姿勢に気を付けて行っていただくと、より正しく検査ができます。下記の点に注意した立ち姿勢をとった後に検査を行っていただくよう、ご協力お願いいたします。



●健康診断実施と結果のお知らせについて

4月から6月にかけて健康診断を実施します。結果は、「異常の疑い」があった人にもお知らせしています。お知らせをもらった人は、早めに受診し結果を学校までお知らせください。

すべての健康診断が終了しましたら、1学期末にお渡しする健康手帳にて結果をお知らせします。なお、学校の健康診断はスクリーニングといっておかしいと思われるものを選び出すものです。病院で診てもらった結果、「異常なし」となることもありますのでご理解ください。また、各検診の実施については、プライバシーの保護や男女差等への配慮をしながら進めていきます。

学校医の先生の紹介

がっこうい 学校医 能城充弘 先生
がっこうし か い 学校歯科医 小塚文雄 先生
がっこうやくざいし 学校薬剤師 池山秀記 先生



* 「日本スポーツ振興センター」の制度について

児童の災害が発生し、医療機関にかかった場合にその費用の一部が負担される「災害共済給付制度」のことです。

① 日本スポーツ振興センターの受給の対象

授業中や放課、清掃中、修学旅行、野外学習、校外学習、決められた通学路での登下校中などです。

② 給付を受けられる場合

- ・ 負傷のほか、給食による食中毒、熱中症等になった場合。
 - ・ 治療費が総額500点(実費5,000円)以上の場合。
- (豊山町では「子ども医療助成」により、通院が18歳に達する年度の末日です。まで無料そのため、自己負担はありませんが、総医療費の1割分が見舞金として、振興センターより給付されます。)



③ 手続きの方法

上記①のような学校の管理下や決められた通学路での登下校中に起きた災害で、医療機関にかかれた場合は、学校にお知らせください。医療機関で記入していただく用紙「医療等の状況」を、お渡しします。その後、学校が請求手続きをして、給付金額が決定したら、豊山町より保護者の方の口座に振り込まれるシステムになっています。

* ご不明な点などがありましたら、養護教諭までお尋ねください。

* 出席停止について

学校では、他の人にうつる病気(感染症)であると診断された場合、感染の拡大を防ぐため出席停止になりますので、すぐに学校へ連絡をお願いいたします。感染症の種類によって、出席停止の期間が決まっていますので、その間しっかり休養をとって治療してください。また、出席停止の場合、「学校感染症発生届・登校許可書」の提出が必要です。医師による登校許可を得てから登校し「学校感染症発生届・登校許可書」を学校へ提出してください。

※ インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の場合、「学校感染症発生届・登校許可書」の提出は必要ありません。



<主な学校感染症>

インフルエンザ・百日咳・麻疹(はしか)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・風疹(三日ばしか)・水痘(みずぼうそう)・新型コロナウイルス感染症・結核・咽頭結膜熱(プール熱)